

意匠分類記号	意匠分類の名称
E2-5220	子供用三輪車

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
E2-522	一	子供用三輪車

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
G2-200	その他の自動車

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
子供用三輪車		

定義		
典型的な子供用三輪車のみを分類する。		
		
E2-5220 登録 1174661 子供用三輪車	E2-5220 登録 1151608 子供用三輪車	E2-5220 登録 1096800 子供用三輪車

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)
<ul style="list-style-type: none"> ・三輪でも四輪でも自動車タイプの覆い部のあるもの(動物のような具象型も含む)はE2-5210。車輪数に関わらず、サドル、足こぎ部、ハンドル等があり、形態が幼児の三輪車に近似するものはE2-5220。E2-5210, 5220に該当しない子供の乗用遊戯具はE2-5200。 ・動力付きはG2-200。

過去に分類した物品の名称